

取手市で

新婚生活

始めませんか？



満29歳以下の夫婦

最大**60**万円

満39歳以下の夫婦

最大**30**万円

令和5年度 取手市結婚新生活支援事業補助金 制度概要

対象世帯

- ・ 令和5年3月1日～令和6年3月31日の間に婚姻届を提出し受理された夫婦
- ・ 夫婦ともに取手市に住民登録があること
- ・ 夫婦ともに婚姻日における年齢が満39歳以下であること
- ・ 夫婦の前年の合計所得が500万円未満であること
(奨学金の返済を行っている場合、前年中に返済した額を合計所得から控除できます。)
- ・ 夫婦ともに市税等の滞納がないこと

補助対象

令和5年4月1日～令和6年3月31日の期間に支払った以下の経費

- ・ **住宅取得費用**
建物の購入費用に限る
※土地購入代、解体撤去費、設備費、住宅ローン手数料は対象外
- ・ **リフォーム費用**
住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用であること
※倉庫、車庫、門、フェンス、植栽、家電に係る費用は対象外
- ・ **住宅賃借費用**
賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料(賃料および共益費は1か月分)
※勤務先等から手当を受けている場合はその分を控除
- ・ **引越費用**
引越業者又は運送業者への支払いに係る費用であること

申請期間

令和5年7月13日～令和6年3月31日

申請方法

必要書類を窓口に出すまたは下記宛先まで郵送

補助金額

夫婦とも婚姻日における年齢が

- ・ 満29歳以下…最大**60**万円
- ・ 満39歳以下…最大**30**万円



その他所定の要件があります。
申請をお考えの方は事前にお問い合わせください！
申請書は右記の二次元コードからダウンロードできます。

【問い合わせ先・申請窓口】

取手市 政策推進課
〒302-8585 取手市寺田5139番地
電話：0297-74-2141(代)
メール：kikaku@city.toride.ibaraki.jp

